

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當るときは、そ
の翌日)

する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻

鳥取県規則第三十三号

ニユーカツスル病予防に関する規則の一部を改正する規則

ニユーカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「あひる、その死体」を「あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体」に、「ひろげる」を「広げる」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◆正

誤 昭和五十一年四月鳥取県告示第二百六十三号中訂正

解除予定の保安林
保安林の指定の解除
被爆者一般疾病医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

◆規 則

ニユーカツスル病予防に関する規則の一部を改正する規則
ニユーカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「あひる、その死体」を「あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体」に、「ひろげる」を「広げる」に、「但し」を「ただし」に改める。

559

ニユーカツスル病予防に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

鳥取県知事 平 林 鴻

三

昭和五十一年四月三十日

鳥取県告示第三百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|-------------------|-------------|
| 船 田 医 院 | 米子市尾高一 二五九 | 昭和五十一年四月十六日 |
| 岩佐産婦人科医院 | 米子市東福原五七八 | 十七日 |
| 門脇内科医院 | 倉吉市山根五八六 | 十五日 |
| 仲歯科医院 | 東伯郡大栄町由良宿 一一四四 | 二十一日 |
| 北條町診療所 | 東伯郡北条町弓原四〇六 | " |
| 加藤医院佐治分院 | 八頭郡佐治村大字加瀬木 | 十五日 |
| | " | 十七日 |
| | " | 十七日 |
| | " | 十七日 |

鳥取県告示第三百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の中出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日

北條町診療所

東伯郡北条町弓原四〇六

昭和五十一年四月十五日

加藤医院佐治分院

八頭郡佐治村大字加瀬木

十七日

鳥取県告示第三百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の中出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日

北條町診療所

東伯郡北条町弓原四〇六

昭和五十一年四月十五日

加藤医院佐治分院

八頭郡佐治村大字加瀬木

昭和五十一年四月十五日

鳥取県告示第三百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号

氏 名

登録の年月日

鳥国医第一、〇六〇号

木 村 正 美

昭和五十一年四月二日

鳥取県告示第二百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾患医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月三十日

| 指定期年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|------|------------|
| 昭和五十一年四月二十四日 | 中原薬局 | 氣高郡青谷町大字青谷 |

鳥取県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由

農道及び水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字陰平一五二三の二、一五二三の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

砂防施設及び道路用地とするため

正

誤

昭和五十一年四月鳥取県告示第二百六十三号（農地法第三条第一項第五号の農地又は採草放牧地の面積等について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 東伯郡大栄町大字大谷字濱田二〇五五から二〇五九まで、二〇六〇の二、二〇六〇の四、二〇六一（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 二 潮害の防備

一頁 段下 上上 上下 下上 上四 四五 六六

段下 上上 上下 下上 上四 四五 六六

誤大桶足立中大路岡安國安万州府中河厚用瀬下坊本

正大桶足山中大路、西大路岡成石州府中河原古用瀬下坂本

馬佐良六馬、佐良平田、莊田馬佐良六馬、佐良平田、莊田

森藤湯坂東伯郡國坂下坂本

豐房前田代

六馬、佐良平田、莊田

森藤湯坂東伯郡國坂下坂本

馬佐良六馬、佐良平田、莊田

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

定価一部一箇月八百円（送料を含む。）